

国立大学法人和歌山大学首都オフィス要項

平成27年4月1日
学 長 裁 定

(設置)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）に、情報の収集及び発信、企業との連携及び海外の大学との連携等を行い、教育研究の進展及び産学官連携やグローバル化の推進を図るため、国立大学法人和歌山大学首都オフィス（以下「首都オフィス」という。）を置く。

(位置)

第2条 首都オフィスの位置は、東京都港区芝浦3丁目3番6号東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター（以下「キャンパス・イノベーションセンター」という。）303号室とする。

(愛称名の使用)

第3条 首都オフィスの愛称名を「和大東京ぷらっと」とする。

2 前項の愛称は、本学が我が国の首都である東京における教育研究活動の推進・展開のプラット・フォームとして、第5条に規定する利用を促進するための呼称として、広報活動等において使用することとする。

(運営)

第4条 首都オフィスにかかる運営及び事務は、本学事務局企画戦略部（以下「企画戦略部」という。）において行うものとする。

(利用目的)

第5条 首都オフィスは次に掲げる目的のために利用する。

- (1) 関係機関との連携に関する会議及び公開講座等の開催
- (2) 国際観光学センター（仮称）に関する会議等の開催
- (3) 大学院学生等に対する指導・助言
- (4) 教職員の職務の遂行に必要な協議及び事前準備等
- (5) 学生の就職活動の支援のための業務
- (6) 同窓会活動及び同窓会組織等との連携に資する会議等の開催
- (7) 文部科学省、他大学等に関する情報収集及び連絡
- (8) その他、学長が特に必要と認めた事業

(利用者の範囲)

第6条 首都オフィスを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の役員、教職員及び学生
- (2) 本学の教職員以外の者で、本学との用務に利用する者
- (3) 本学を退職した役員、教職員及び各学部等の同窓会の会員
- (4) その他、学長が適当と認めた者

(休業日)

第7条 首都オフィスの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日までの日
- (4) その他学長が必要に応じ臨時に休業日とする日

2 前項の規定に関わらず、企画戦略部が必要と認め、かつキャンパス・イノベーションセンターの許容する範囲内において、前項第1号又は第2号の休業日に利用することができるものとする。

(利用時間)

第8条 首都オフィスの利用時間は、原則として午前10時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、事前に企画戦略部の了承を得た場合に限り、キャンパス・イノベーションセンターの許容する範囲内において、前項以外の時間でも利用することができるものとする。
- 3 前項における開錠及び施錠に関しては、利用者の責任において行うものとする。

(利用方法)

第9条 首都オフィスを利用しようとするものは、所定の手続きにより、事前に予約をしなければならない。

2 第1項における利用の手続きについては、別に定める。

(遵守事項)

第 10 条 利用者は、首都オフィスの利用にあたって、企画戦略部の首都オフィス担当職員の指示に従わなければならない。

(利用に伴う費用)

第 11 条 本要項に基づく、首都オフィスの利用に伴う費用は原則として無償とする。

(利用の中止等)

第 12 条 利用者がこの要項に違反したとき又は首都オフィスの管理上必要があるときは、その利用を中止させ、又は変更することができる。

(キャンパス・イノベーションセンターの利用)

第 13 条 キャンパス・イノベーションセンター（首都オフィスを除く。以下「CIC」という。）の会議室、多目的室その他の利用に際し予約を必要とする施設を利用しようとする者は、企画戦略部の首都オフィス担当職員に申し出なければならない。

2 CIC の施設の利用にかかる料金は、原則として利用者が負担するものとする。

3 利用者は CIC の施設の利用に際し、キャンパス・イノベーションセンター利用規則を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 利用者は、故意又は過失により、首都オフィス及び CIC の施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、企画戦略部長の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。